

住民票やマイナンバーカード等に

きゅううじ

旧氏(旧姓)が併記できるようになります！



■問合せ 住民課 ☎029-885-0340 (内) 124

令和元年11月5日から住民票やマイナンバーカード(個人番号カード)等に旧氏(旧姓)の記載ができるようになります。これにより、婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票に記載したうえで、マイナンバーカード(個人番号カード)等に記載し、公証することができるようになります。詳しくは住民課までお問い合わせください。

きゅううじ

旧氏とは？

「旧氏」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏は、その人に係る戸籍または除かれた戸籍に記載がされています。



旧氏(旧姓)を公証できるものは？

- ◎住民票
- ◎印鑑登録証明書
- ◎マイナンバーカード(個人番号カード)等

既にある通知カードやマイナンバーカードには、旧氏(旧姓)を追記します。

住民票やマイナンバーカード等に記載できる旧氏(旧姓)

- ◎旧氏(旧姓)を初めて記載する場合には、戸籍に記載されている過去の氏から1つを選んで併記することができます。
 - ・一度記載した旧氏(旧姓)は、婚姻等により氏が変わっても引き続き併記されます。
 - ・旧氏(旧姓)は、他市区町村に転入しても引き続き記載できます。
- ◎旧氏(旧姓)を併記した後に氏を変更した場合には、直前に称していた氏に限り変更ができます。
- ◎旧氏(旧姓)を削除することは可能です。ただし、旧氏(旧姓)を削除した場合には、その後氏を変更したときに限り、削除後に新たに生じた旧氏(旧姓)の中から1つを選んで、再記載することができます。

住民票に旧氏(旧姓)併記の申し出をした場合、住民票の写し、通知カードまたはマイナンバーカード等に旧氏(旧姓)の記載を省略することはできないよ！



旧氏(旧姓)併記の申請手続き

以下の書類をご準備のうえ、住民課窓口までお越しください。

◎戸籍謄本等

- ・併記を申請したい旧氏(旧姓)が記載された戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至るまでのすべての戸籍謄本等が必要です。

◎本人確認書類(運転免許証等)

◎マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

◎印鑑